平成24年4月1日 要綱第3号 改正平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人福島県市町村振興協会広域振興事業補助金の交付に関 し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域の文化、産業等の交流が広域化している中、更なる市町村を越えた地域振興 を推進するため、複数の市町村が共同して行う地域振興事業に対し、予算の範囲内で補 助金を交付する。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。
  - (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条に規定する事業
  - (2) 複数の市町村が共同で行う事業で、広域的な地域活性化事業や広域的な資源等を 活用した事業
  - (3) 事業期間が単年度で、総事業費が500千円以上の事業。ただし、補助対象経費は別表のとおりとする。
  - (4) 原則として、新規に事業費補助金の交付を受けようとする事業で、当該市町村に おいて新たに行う事業。ただし、新規に補助対象とされた事業を継続して行う場合 は、実施初年度を含め、3カ年間は補助対象限度とする。

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、市町村又は市町村の設置する事業実施組織とする。

(補助限度額)

第5条 1事業あたりの補助限度額は、1,000千円とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとするときは、当該事業を代表する市町村又は事業実施 主体の長(以下「団体長という。」)が次の各号に掲げる書類を理事長に提出するもの とする。
  - (1) 交付申請書(様式第1号)
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 理事長は、前条の申請が適当であると認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により団体長に通知するものとする。
- 2 団体長は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容及び事業費等に変更が 生じた場合は、速やかに理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別 の必要が生じたときは、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

- 第8条 団体長は、事業実施後、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出するもの とする。
  - (1) 事業実績報告書(様式第3号)
  - (2) 収支決算書
  - (3) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付額の決定及び交付)

- 第9条 理事長は、前条の報告により補助額を決定し、団体長に対し速やかに通知するものとする。
- 2 前項により決定した補助金は、当該年度の3月末日までに交付するものとする。 (補助金の概算払)
- 第10条 団体長は、補助金の概算払を請求することができる。
- 2 当該補助金について、概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式第5号) を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により概算払申請書が提出されたときは、補助金の一部又は全 部について概算払をすることができる。
- 4 理事長は、前項の規定により概算払を行うときは、概算払通知書(様式第6号)により団体長に通知するものとする。
- 5 団体長は、交付された概算払の額が補助金の確定額を超えたときは、当該超過金額を 返還しなければならない。

(補助条件)

第11条 団体長は、補助金の交付目的を達成するため、この補助金に係る収入及び支出 を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終 了の翌年度から起算して5カ年間整備、保管しなければならない。

(検査等)

第12条 理事長は、必要があれば団体長に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は 必要な調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、公益財団法人福島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## ※別表

## 補助対象経費から (1)入場料収入(準ずるものを含む。) 控除する収入 (2)参加料収入…ワークショップの参加料など (3) 広告料収入…プログラム広告料など (4)協賛金収入…企業協賛、寄付金など (5)補助金、分担金収入…国県等の補助金など 補助対象としない (1) 土産代 経費 (2)国外旅費 (3) コンサルタント等への委託料 (4)食糧費(会議用及び接待用茶菓子代、飲食費等) (5)備品、動産、不動産の購入費 (6)人件費 (イベント等の実施のため、開催日当日及び 前後の日に、新たに雇用する場合を除く) (7) その他理事長が適切でないと認める経費